

モリグラ文化教室・月極ロッカー利用規約

<総則>

- ・ モリグラ文化教室(以下「当施設」といいます)内に設置の月極ロッカー(以下「当ロッカー」といいます)は、当施設を定期的にご利用いただく方へ、それぞれの活動に必要な教材や道具等、その他備品を保管するためにお貸しするものです。尚、当ロッカーは有限会社モリモトマサ硝子(以下「管理者」といいます)が管理します。
- ・ 当ロッカーをご利用の方(以下「利用者」といいます)と管理者の間で、本規約に基づいた「利用契約」を締結し、本規約に沿って当ロッカーをご利用いただきます。

<適用>

- ・ 本規約は当ロッカーに関わる、利用者と管理者の間に適用されるものとします。
- ・ 本規約のほかに、別紙「モリグラ文化教室利用規約」の内容も適用されます。

<利用の申し込み(利用契約の締結)>

- ・ 当ロッカーのご利用には、本規約に同意の上で、利用開始日の5日前までに管理者が指定する方法で、申し込みを行うものとします。
- ・ 管理者が申し込みを承認した時点で、利用契約を締結とします。
- ・ 当該申し込みにより、当ロッカーを利用できる期間は、利用者または管理者が利用契約の解約を宣言するときまでとします。
- ・ 管理者は、申し込み内容が下記のいずれかに該当すると判断した場合、申し込みを承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 1. 申し込みの際して虚偽の事項を届け出た場合
 2. 申し込み内容が本規約に違反するおそれがあると判断した場合
 3. 本規約に違反したことがある者からの申し込みである場合
 4. その他、管理者が相当でないと判断した場合

<利用料の支払い>

- ・ 当ロッカーの利用にあたっては、利用開始日の3日前までに所定利用料を支払うものとします。
- ・ 利用料については別途定めがない限り、以下の通りとします。

| 月極ロッカー種類 | 利用料(1か月毎) |
|-----------------------------------|-----------|
| ロッカー(小)ロッカー内有効寸法(cm)W85×H72×D35 | ¥1,000- |
| ロッカー(大)ロッカー内有効寸法(cm)W 85×H165×D35 | ¥2,000- |

- ・ 初回利用月は、利用開始日から月末までを日割りした利用料とします。以降、月末までに翌月分の利用料をお支払いいただきます。
- ・ 年払いや、その他支払日の変更については、別途契約を交わすものとします。
- ・ 支払先については、管理者が指定する信金口座への振込とします。尚、振込手数料は利用者のご負担ください。

<利用の制限>

- ・ 当施設の教室または和室部分の利用がないときに、当ロッカーのみを利用することはできませんが、下記に該当する場合は利用を許可します。
 1. 当ロッカー利用開始に伴い、当該ロッカーへ物品を収容するために必要な最初の一回
 2. 利用契約の解約に伴い、当該ロッカー収容品の撤収が必要なとき
 3. その他、当施設が当ロッカーのみの利用を許可したとき
- ・ 下記のいずれかに該当する場合、管理者は当ロッカーの利用を一時制限することがあります。
 1. 管理者が工事・点検等のための休業を宣言した場合
 2. その他管理上必要な場合

<利用の終了(利用契約の解約)>

- ・ 利用者が当ロッカー利用の終了をするときは、利用契約の解約手続きを行うものとし、利用終了日の3日前までに管理者へ解約をお申し出ください。利用終了日をもって解約とします。
- ・ 下記のいずれかに該当する場合、当施設は事前に利用者へ予告なく、利用契約を解約することができるものとします。
 1. 利用者が本規約のいずれかに違反した場合
 2. 申し込み事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 3. 料金等の支払債務の不履行があった場合
 4. 当施設の教室または和室部分を1か月以上ご利用いただけず、利用者に連絡が取れない場合
 5. 管理者が工事・点検等のための休業や、営業終了(廃業)を宣言した場合
 6. その他、管理者が利用を適当でないと判断した場合
- ・ 当該ロッカー収容物は、解約日までに撤収して、空の状態にしてください。
- ・ すでにお支払い済みの利用料については、返金いたしません。

<鍵の取り扱い>

- ・ 当ロッカーを解錠するための鍵は、利用者に貸与するとともに、管理上必要なため管理者も保有するものとします。
- ・ 鍵を紛失した場合、新たに製作する実費を申し受けます。
- ・ 当該鍵は盗難等からの安全を保証するものではありません。
- ・ 利用契約の解約後は速やかにご返却ください。

<入れることができないもの>

- ・ 下記保管禁止物は当ロッカーに入れることができません。
 1. 当施設のご利用に関係のないもの
 2. 貴重品または利用者にとって重要な物品・書類・資料等、高額なもの
 3. 揮発性もしくは毒性のあるもの、または爆発物等の危険物
 4. 動物・死体・遺骨・死骸その他保管に適さないと認められるもの
 5. 盗品等の不法物品、法令等により所持・携帯が禁止されているもの等、犯罪に関連するもの
 6. 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの
 7. ロッカーを汚損・破損するおそれのあるもの

<ロッカーおよび収容品の点検>

- ・ 下記のいずれかに該当する場合、管理者は利用者の許可なくロッカーを解錠して、収容品の開披・別途保管・廃棄・その他適当な措置を講じることができるものとします。
 1. 上記保管禁止物が入れられたとき、また入れられたおそれがある場合
 2. 料金等の支払債務の不履行があった場合
 3. 当施設の教室または和室部分を1か月以上ご利用いただけず、利用者に連絡が取れない場合
 4. 法令・行政の指示・指導があった場合(警察等の指示があったとき)
 5. その他管理上止むを得ない場合

<責任の所在>

- ・ 故意または過失によりロッカーを破損した場合、または他のロッカーの収容品に損害を与えた場合等、利用者が当施設または第三者に与えた損害については、利用者に賠償していただきます。
- ・ 下記の事由に該当する場合、収容品が滅失・損傷しても、管理者はその賠償の責任を負わないものとします。
 1. 保管禁止物が入れられていた場合
 2. 収容品が盗難にあった場合
 3. 鍵の紛失または盗用、ロッカーまたは錠が破壊され、利用者が損害を受けた場合
 4. 天災地変等の不可抗力による場合
 5. その他、当施設の責に帰さない場合
- ・ 管理者の過失による収容品の滅失・損傷についての賠償は、利用者から当該損害が発生した月分として受領していた利用料の額を上限とします。

管理者は本規約を予告無く改定することがあります。

制定 2021年11月04日

改定 2021年11月18日

モリグラ文化教室・月極ロッカー利用規約 3/3 枚目